

平成 23 年 12 月 21 日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

#### 意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

## 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書（案）

障害者自立支援法につき、国は、平成22年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制度を実施するとの基本合意に至った。

基本合意が実現されるためには、平成21年12月から、内閣の障がい者制度改革推進本部のもとすすめられている制度改革が、真に障がい者の権利保障に資するものとして結実することが重要である。

障がい者制度改革推進会議による「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成23年8月30日）では、障害者総合福祉法がめざすべき6つの目標として「【1】障害のない市民との平等、【2】谷間や空白の解消、【3】格差の是正、【4】放置できない社会問題の解決、【5】本人のニーズにあった支援サービス、【6】安定した予算の確保」が示されている。

また、亀岡市でも、第3次障害者福祉計画を作成中であるが、「障がいのある人が社会生活や地域社会の発展のための活動に参加し、すべての市民と同じように生活することができる権利を持つ完全参加と平等の実現をめざす。」ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念としている。

このように、障がい者が自ら選んだ地域において、個々の状況に応じ自立生活を送り社会活動に参加できる社会の実現のためには、障がい者が自らの選択により、必要な支援が利用できることが必要である。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求めるとともに、障がい者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するため、国会および政府に対し以下について要請する。

- 1 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議および総合福祉部会がとりまとめる新たな総合福祉法についての意見・提言を尊重し、障がい者ら当事者の意見を十分に反映させること。
- 2 障害者総合福祉法（仮称）において、障がい者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した障がい者福祉施策の提供体制を確立すること。
- 3 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、障がい者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛

亀岡市議会議長 石野 善司